23―03　ＰＵＤＴ

指定代理人

１．指定代理人とは、国や行政庁等を当事者とする手続に行政庁等から指定されて手続を行う職員をいう。

２．指定代理人の代理権は、国や行政庁から指定又は選任により発生し、指定解除、解任により消滅する。

３．審決等取消訴訟における指定代理人について（→80―01）

（改訂 H14.10）